

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水:ハザードマップ)

○岩国市のハザードマップによると、当商工会地域のうち錦町では錦川及び宇佐川沿いで最大2m以上5m未満、美川町では錦川沿いで最大5mを超える浸水が予想されている。また、本郷町では本郷川沿いで最大2m以上5m未満、美和町では生見川沿いで最大2m以上5m未満の浸水が予想されている。商工業者へのリスクとして、一部の製造業において機械や電気設備の故障による復旧の長期化が懸念される。

(土砂災害:ハザードマップ)

○岩国市のハザードマップでは、美川町において当商工会本所を含め、事業所や住宅が集まる地域が特別警戒区域に指定されている。錦町は商工会錦支所や商店が集まる地域の周辺部が特別警戒区域に指定されている。本郷町は市街地から少し離れた地域が特別警戒区域に、美和町は市街地や周辺の一部が特別警戒区域に指定されているが、商工会支所も含め特別警戒区域内にある事業所はさほど多くは無い。商工業者へのリスクとして、幹線道路の通行止めや鉄道の運休による物流の停滞、移動の制限や施設休業に伴う観光客の減少によって関係事業者の経営悪化が懸念される。

(地震:J-SHIS)

○地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で錦町(広瀬付近)で2.2%、美川町(四馬神付近)で2.9%、本郷町(本郷付近)で3.8%、美和町(渋前付近)で3.1%の確率で発生すると言われている。商工業者へのリスクとして、錦町広瀬商店街地区、本郷町中心部は事業者や民家が密集している箇所があり、火災による被害や賑わいの喪失に伴う販路の減少が懸念される。※確率(%)は商工会本所・支所所在地で判定

(その他特に想定されるリスク)

○これまで錦川流域を中心に水害や土砂災害に見舞われており、平成以降では平成11年9月の台風18号による錦町の錦川・宇佐川流域の氾濫、平成17年9月の台風14号(台風が通過した9月6日の日降水量が羅漢山472mm、広瀬352mmなど)による錦川の氾濫で美川町を中心に床上・床下浸水などの甚大な被害をもたらした。

【平成30年7月豪雨】

○平成30年7月5日から8日にかけて発生した豪雨において、岩国市でも玖珂で最大1時間76ミリ、総雨量で岩国463ミリ、広瀬346.5ミリの猛烈な雨を記録し、死者3名、軽傷5名など大きな被害が発生、県内で最も被害が大きかったことから災害救助法の適用を受けた。当地域でも美川町を中心に土砂崩れが複数箇所が発生、国道187号を始め道路が損壊し、長期間に亘り迂回などを余儀なくされた。さらに錦川鉄道でも複数箇所土砂崩れや倒木などが発生、全線再開まで51日を要した。この間、鉄道・宿泊・温泉などの事業者を中心に運休や利用者減少、臨時休業などの影響があった。

○現在、錦川では平瀬ダム(錦町広瀬)が令和6年3月に完成、錦川流域の洪水調節能力が完成前の2倍弱(2,960万 m^3 →5,390万 m^3)に向上しており、下流部では洪水リスクの軽減が期待されている。

(感染症、サイバー攻撃)

○新型インフルエンザ等(感染症)は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

○観光サービス業などを中心にサイバー攻撃による情報の漏洩やPCなどの機器の故障などが懸念されている。

(2)商工業者の状況

- ・商工業者等数 337人
 - ・小規模事業者数 253人
(うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は1人)
- 【内訳】2021年度商工会実態調査より

業種		商工業者数	小規模事業者数 (うち事業継続力強化 に取り組んでいる者)	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	68	53 ()	4地区に広く分散している。
	製造業	36	22 (1)	錦地区、美和地区に多い。
	卸・小売業	101	76 ()	4地区の中心部に集積している。
	飲食・宿泊業	28	23 ()	錦地区、美和地区に多い。
	サービス業	74	55 ()	4地区に広く分散している。
	その他	50	24 ()	4地区に広く分散している。
合計		357	253 (1)	

※事業継続力強化に取り組んでいる者について、実際に相談を受け期間中に策定支援及び見直しに取り組んだ事業者数を記載。その他中企庁HPの事業者認定一覧などを参照。

(3)これまでの取組

1) 岩国市の取組

- ① 防災計画の策定(令和7年3月策定)
- ② WEB版ハザードマップの策定・掲載(平成30年5月)
- ③ 防災訓練の実施(年1回実施)
- ④ 防災備品の備蓄
- ⑤ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定(令和6年4月修正)
- ⑥ 感染症情報提供体制の構築及び経済支援策の実施
(いわくに経営応援助成金・新型コロナウイルス対策融資保証料補給補助金 他)

2) 商工会の取組

- ① 事業者BCPに関する国の施策の周知を行った。
- ② 商工会報に事業継続計画の目的、メリットなどを紹介、ハザードマップ等を活用しながら周知を図った。
- ③ 事業者が実施する事業継続計画策定支援(専門家派遣等)
- ④ 山口県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進を行った。
- ⑤ 新型コロナウイルス等の感染症については、予防に関する周知を会員に対して実施した他、商工会福祉共済加入事業所については、共済金請求などの手続きを支援した。
- ⑥ 特産品直売施設において取扱商品による食中毒や火災等による休業・補償等の補償に備えたいと相談があり、商工会ビジネス総合保険の紹介・加入促進を代理店(山口県火災共済協同組合)と連携して取り組んだ。(1者)

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ①会員等小規模事業者を訪問し、事業継続計画策定に係る周知 250者
- ②事業者BCP策定済み事業者の見直し指導 1者
- ③山口県火災共済協同組合と連携した損害保険の加入促進 2者
- ④事業継続に関する専門家派遣を通じて事業者BCP策定支援等の実施 1者

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①従事年数の浅い職員が防災や保険・共済などの知識向上を図る機会の確保
- ②小規模事業者のリスク管理の重要性や事業継続計画策定のメリット等を説明する上での事例等の共有
- ③地域における自然災害等のリスクについて、当会、当市関係部署との間で十分な議論が出来ていない。

【対策】

- ①事業継続力強化の取組状況については、共済加入状況も含めた当会会員へのアンケート調査や経済産業省HP掲載の認定事業者一覧などで把握する。
- ②当市商工振興課、危機管理課、当会で年1回の協議会を開催する。
- ③当会職員向けの研修会や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努めるとともに、保険・共済に対する助言を行える当会議所の経営指導員等職員の不足については山口県火災共済協同組合や各保険会社・各金融機関、その他支援機関と連携をして対応する。

3 目標

- ①地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ②小売業・サービス業、観光事業者等が集まる地域やサプライチェーンの一端を担う製造業、インフラ復旧の要である建設業など地域内の小規模事業者を面的に支援し、地域経済の機能を維持することで小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ③支援においては、地区内小規模事業者の事業者BCPの策定状況が1者程度と極端に少ないことから、事業者BCPの策定支援のみならず、被災時の事業継続力強化に係る取組として損害保険や傷害保険、積立型共済などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には以下の目標を設定し、取り組んで行くこととする。

- ①当会会報（年2回程度）、HP等による周知活動を通じて、BCP策定や損害保険加入促進を図る。また、全国商工会連合会作成のリスクチェックシート等を活用し、状況確認を実施する。（年3者、期間中15者）
- ②事業者BCPの策定支援（年1者、期間中5者）

また上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年 4月 1日～ 令和13年 3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ①巡回・窓口相談時、融資や補助金等の事業計画策定支援時に取組状況を把握する。
- ②自治体等と連携し市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

(2)小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ①巡回、窓口相談時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用）について説明する。
- ②巡回、窓口相談時に全国商工会連合会作成のリスクチェックシート等を用いた状況確認を行い、その後状況に応じて山口県商工会連合会、山口県火災共済協同組合の共済担当者による保険相談を実施する。
- ③会報（年2回程度）や市報いわくに、当会及び岩国市ホームページ、岩国市商工振興課メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
(山口県火災共済協同組合、損害保険会社・代理店等)

(3)フォローアップ

支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ①事業継続力計画の事例を調査し、商工会報等で紹介する。
- ②業界別や集中的に推進を行っている地域の事例を紹介し、計画策定への意欲を高める。

(5) 関係団体等との連携

- ①連携して推進に取り組む山口県火災共済協同組合に損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介を実施する。
- ②当市における事業継続力強化支援に係る情報交換を実施する。(岩国市・岩国商工会議所・岩国西商工会・やましろ商工会)
- ③保険会社や金融機関と連携し、保険・共済・融資制度などの説明会を設け、リスクファイナンスへの意識付けを行う。
- ④関係機関が実施するセミナーへの参加を事業者に働き掛ける。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

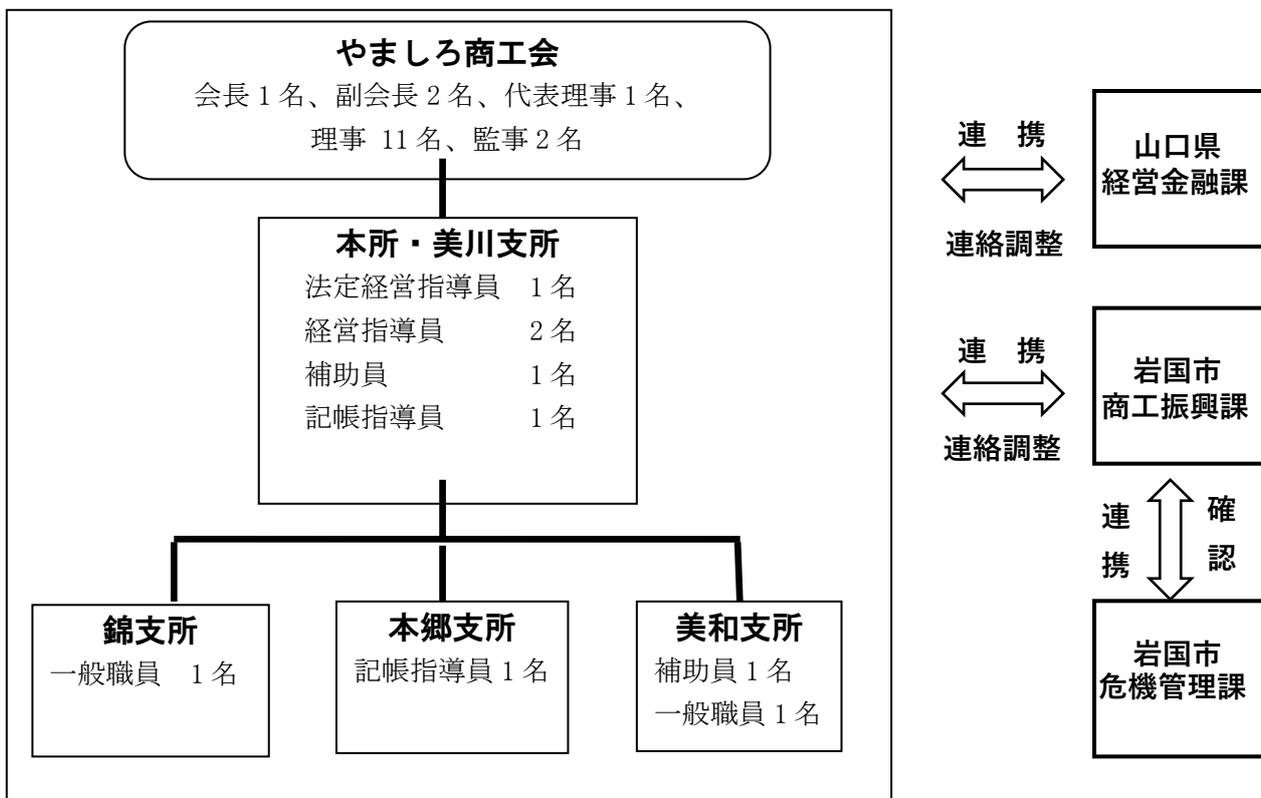
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年 2月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



① 県及び関係市町との連携体制

- ・ 当会、本市商工振興課・危機管理課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・ また、認定主体である山口県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

② 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 域内を4地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員2名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ また、保険加入促進については、連携を行っている山口県火災共済協同組合担当者による個別相談の体制とする。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員2名、補助員2名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を当会と岩国市の連絡協議会（年1回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

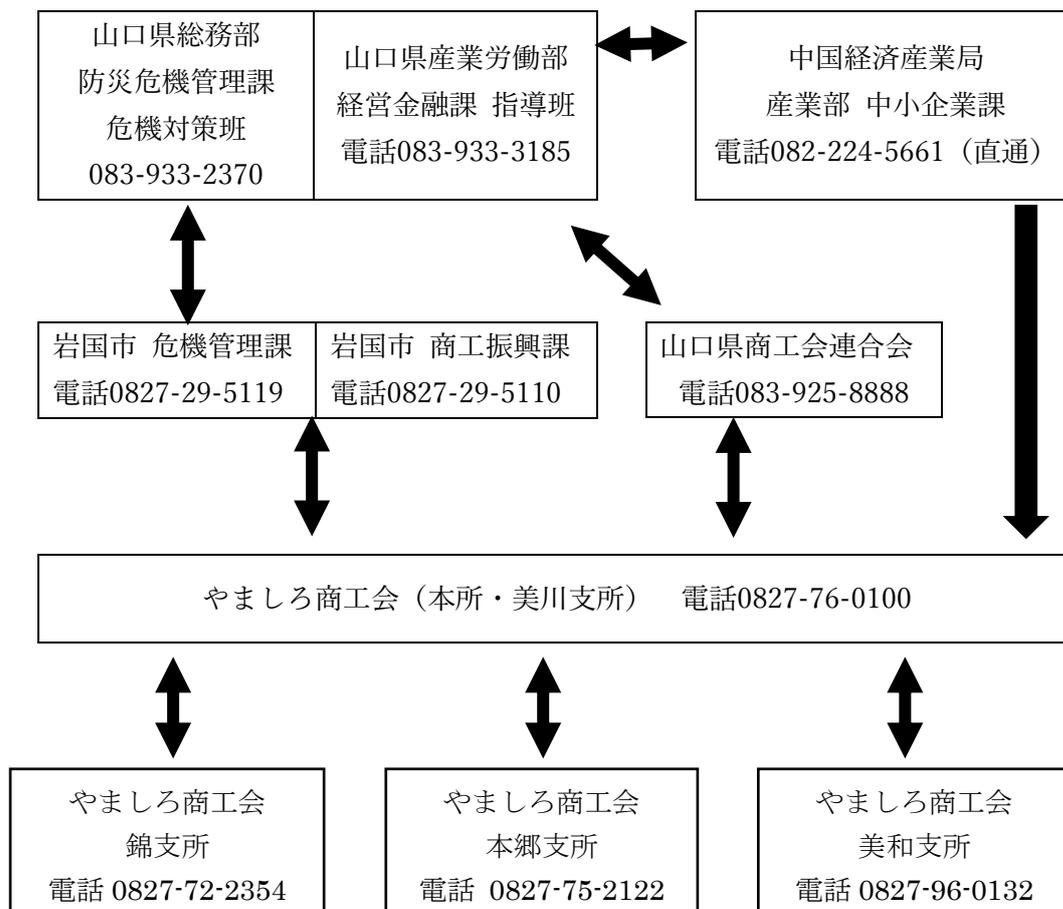
④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

<発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ①自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動の可否を決める。
- ③当会と岩国市は被害状況や被害額（合計、建物、設備、商品等）の確認方法などを共有しておく。
- ④当会と当市が共有した情報を、メール又はファックスにて当会又は当市より山口県へ報告する。
- ⑤感染症流行の場合など、適宜、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と岩国市が共有した情報をメール又はファックスにて当会又は当市より山口県へ報告する。

※下図の流れで情報共有又は報告を行う。



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 升本 佳世子 (連絡先は後述)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

③ 当該経営指導員による情報の提供及び助言

経営指導員 升本佳世子は施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

やましろ商工会

〒740-0502 山口県岩国市美川町四馬神 1310-4

TEL : 0827-76-0100/FAX : 0827-76-0800

E-mail : yamashiro@yamaguchi-shokokai.or.jp

②関係市町村

岩国市役所 商工振興課

〒740-8585 山口県岩国市今津町 1-14-51

TEL : 0827-29-5110/FAX : 0827-22-2866

E-mail : shoukou@city.iwakuni.lg.jp

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	60	60	60	60	60
専門家派遣	30	30	30	30	30
防災・感染症対策費	10	10	10	10	10
広報費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山口県補助金、岩国市補助金、事業収入 他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。